

## 仕 様 書

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1000 円紙幣が使用できること。
- (3) 災害救援ベンダーを、少なくとも「病棟 1 階自動販売機コーナー」及び「外来棟 2 階自動販売機コーナー」に各 1 台は入れること。
- (4) ユニバーサルデザイン（障害者対応の機種）であること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料などの飲料とし、酒類・たばこの販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。
- (2) 販売品目をカップ式の飲料とする場合、必要とする「飲料水」については、設置事業者で準備すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、できる限り商品が売切れとならないよう、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器で回収ボックスが溢れることのないよう、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

### 4 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を、下記のとおり報告すること。

#### (1) 内容

| 場所 | 本数（本） | 売上金額 |
|----|-------|------|
|    |       |      |

#### (2) 報告期限

| 区 分       | 報告期限      |
|-----------|-----------|
| 4 月～6 月   | 7 月 15 日  |
| 7 月～9 月   | 10 月 15 日 |
| 10 月～12 月 | 1 月 15 日  |
| 1 月～3 月   | 4 月 15 日  |

## 5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。